

今号の主な記事

- ◇行財政改善実施計画の取り組みはここまですべて進んでいます ……2面
- ◇ごみ処理手数料などを改定 ……3面
- ◇「宮水ジュニア」受講生を募集 ……4面
- ◇保健だより ……12面

中核市へ

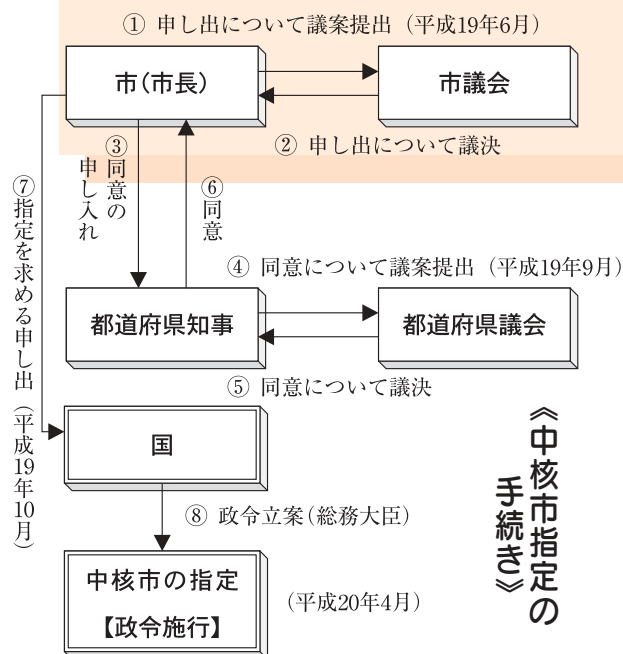
平成20年度移行に向けて取り組んでいます

《都市制度の比較》

	事務権限		
	大		小
要件は？	政令指定都市 人口50万人以上で一定の行財政能力具備	中核市 人口30万人以上	一般市 人口5万人以上で都市的要件具備
県下では？	神戸市	姫路市	芦屋市・伊丹市など

特例市：中核市へ移譲される事務のうち、福祉や保健衛生に関する事務などを除いた権限が移譲されます。

←2面に続く



中核市って何？

全国には、人口1000人以下の村から100万人を超える大都市まで約1800の市町村があります。このうち政令指定都市は、都道府県とほぼ同等の権限をもちますが、それ以外の市町村はその規模にかかわらず、ほとんど同じ事務権限になっていました。

そこで、規模や能力が比較的大きな都市については、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにして、地域行政を充実させることが重要であることから、地方分権の一つの方策として、平成6年に中核市制度が創設されました。(上図参照)。

中核市になる手順は？

中核市になるためには、国から指定を受ける必要があります。市は6月に市議会の議決を得るなど手続きを進め、10月には総務大臣に指定の申し出を行うことができるよう準備を進めています(左図参照)。市は移譲される権限を最大限に活用し、個性的で魅力あふれるまちづくりを推進し、阪神間の中核都市としてさらなる発展をめざします。

春4月「中核市西宮」誕生へ

中核市制度は、大阪市や神戸市などの政令指定都市制度に次ぐ大都市制度で、人口30万人以上の市が中核市になることができます。中核市になると、県から事務権限が移譲され、市独自で処理・判断することができる分野が広がります。市民サービスの向上につながるほか、独自のまちづくりを展開しやすくなります。

市は、地域の個性や独自性を生かし、市民の皆さんとともに、より住みやすい、住み続けたい西宮をつくりあげていくため、より権限のある中核市への移行に向けて準備を進めています。問合せは中核市担当グループ(07988・35・3540)へ。

